

⇩ 出向社員に対する源泉徴収

Q : 当社は、経営不振に陥っている関連会社を再建させるため、役員と使用人を出向させています。給料は、当社の給与システムで計算し、出向社員の銀行口座に振り込みます。給料相当額は、即日関連会社と精算しますが、この場合の源泉徴収義務者はどちらになるのでしょうか？

A : 出向元の貴社が源泉徴収義務者となります。

【解説】

使用者が自己の役員又は使用人を他の者のもとに派遣した場合において、その派遣先がその役員又は使用人に対して支払う給与等の一切をその使用者に支払い、その使用者からその役員又は使用人に対して給与等を支払うこととしているときは、その派遣先がその使用者に支払う給与等に相当する金額については源泉徴収を要しないものとされています。

したがって、ご質問の場合には、出向元である貴社が源泉徴収義務者となります。

また、たとえば、利益処分による役員賞与をする場合に、出向先の会社が出向元へ賞与を支払い、出向元において出向者に支払うというときも同様の取扱いをします。

なお、消費税の取扱い上、出向先が支払った給与は課税仕入の対象となりませんし、出向元が出向先である使用者に支払う給与等も課税仕入の対象とはなりません。ちなみに、出向先の会社が実質的に給与負担金の性質を有する金額を出向元に経営指導料の名義で支出する場合も同様に課税仕入とはなりません。

